

審議（会議）結果

審議会等名称 第 368 回 神奈川県開発審査会  
開催日時 令和 2 年 4 月 23 日（木） 10:00～11:15  
開催場所 県庁新庁舎 8 階 議会第 3 会議室  
出席委員 （会長） 笹井俊克、（会長職務代理） 田中治  
板垣勝彦、佐藤茂樹、川口和英、安納住子、山口貴裕  
次回開催予定日 未定  
所属名、担当者名 県土整備局 建築住宅部 建築安全課 審査会グループ 坂口  
掲載形式 議事概要  
議事概要とした理由 公正かつ円滑な会議の運営に支障があると判断されるため  
審議（会議）経過

1 開発許可等申請（一般案件）について

都市計画法に基づく付議案件 4 件の審議を行い、全て承認された。

（1）第 5337 号（提案基準 18：工場）＜公開＞

建築指導課から、厚木土木事務所東部センターによる提案資料に基づき案件の概要説明が行われ、以下のとおり質疑応答がなされた後、承認された。

《発言要旨》

（委員）開発区域図では、開発区域の中に養鶏場という名前が入っているが、現在まだその養鶏場は施設として残っているのか。

（東部センター）この養鶏場については既に廃業している。

（委員）建築物としては残っているのか。

（東部センター）建築物としては残っている。

（委員）その場合に、既存の建築物、構築物等の取り壊しをすることに対しての都市計画上や特定工作物の規制など、各種の規制は存在するのか。

（東部センター）都市計画法等の規制はないが、建設リサイクル法の届出が発生する。

（委員）そちらはクリアできるということを前提に、今のこの計画は上がっているのか。

（東部センター）はい。

（委員）市道 24 号線の向かい側も家畜市場であり、開発区域は以前養鶏場だったということだが、行っていた業務が家畜や養鶏で、今回は金属リサイクル工場なので、排水のタイプが大分違うと思う。公共下水に接続する場合に、その辺りのところはクリアしているのか。

（東部センター）この工場については電線を搬入して、ビニル部分と金属部分に分別し、破碎してそれぞれペレット状にして、再資源、材料として搬出すると

というような工程を行う工場であり、その作業場からの排水はない。そのため、排水としては事務所棟の中の汚水・雑排水を公共下水道に放流する計画になっている。

(委員) 健康を害する物理的要因として騒音・振動があるが、ここでは測定して周辺環境を悪化させないことを確認しているというだけで具体的な数字が出ていないので、実際の数字があれば教えてほしい。きちんと満たすべき基準がある。

(東部センター) 具体的基準の話であるか。

(委員) 測定した数字である。ここで明示されていないので判断しかねる。

(東部センター) 基準については、神奈川県生活環境の保全等に関する条例の適用を受ける。これについては、用途地域としてはその他の用途地域となり、規制値としては、騒音については55デシベルとなっている。

(委員) これは具体的に数字を出したほうがいいと思う。ほかのところは全部出している。

(東部センター) 規制値については 55 デシベルとなっているが、それについては今回の計画において検証している。申請者は、現在、大和に既存の工場があり、同じ作業をしており、そこで稼働している機械と同じ機械を使うので、その機械から発生する音を実際にその場所で測定して確認している。具体的には、一番音の出る作業を行っている場所は、1階平面図の右側下の端のナゲットという表示がされている所である。ここに、一番音の出る、ビニルと銅線を破砕・粉碎する機械がある。一方、周囲の状況から見ると、土地利用計画図で建物から建物の工場部分の右下端に近接する敷地境界までの距離が 4.2 メートルとなっている。大和工場も同じような形で、外壁から 4.2 メートルのところまで測定して、その測定値が約 54 デシベルという結果が出ており、その規制値の範囲内であることを確認している。

(建築指導課) 騒音については規制値の 55 デシベルに対して、今回、同様の機械を使っている大和工場で測定したところ 54 デシベルであり、振動に関しても同じく 65 デシベルの規制値のところ 56 デシベルであり、現在、同じ機械で規制値内という結果が出ている。ただ、実際に設置してみないと何とも言えない部分があるので、それに関しては当然、それ以上の測定値にならないように、現場に合わせて機械を囲うような形で騒音が外に出ないように対策を施していくことを計画していると聞いている。

(委員) それは追記したほうがいいのではないかな。

(建築指導課) はい。

## (2) 第 5338 号 (提案基準 23 : 特定流通業務施設) < 公開 >

建築指導課から、厚木土木事務所東部センターによる提案資料に基づき案件の概要

説明が行われ、以下のとおり質疑応答がなされた後、承認された。

《発言要旨》

(委員) 日影をチェックしたという意味を説明してほしい。

(建築指導課) 市街化調整区域で開発許可ないしは建築許可を出す際に、最高高さは10メートルと規定している。この市街化調整区域内の開発許可に係る建築物の形態制限にはただし書があり、建築物の高さが10メートルを超える場合、建築基準法を準用した日影規制を満足する範囲内で高さが収まっていれば、10メートルを超えてもこの限りではないという取扱いをしている。本件では高さ10メートルを超えているので、日影のチェックをしたものである。

(3) 第5339号(提案基準20:専用住宅)〈非公開〉

藤沢市から、提案資料に基づき案件の概要説明が行われ、質疑応答がなされた後、承認された。

(4) 第5340号(提案基準20:専用住宅)〈非公開〉

建築指導課から、平塚土木事務所による提案資料に基づき案件の概要説明が行われ、特に質疑応答はなく、承認された。

3 「提案基準28 高速道路等のインターチェンジ周辺における工場」の改正について〈非公開〉

標記について審議を行い、承認された。

4 その他〈非公開〉

次回の審査会の開催時期等については後日調整することとした。